



島根県報

平成17年10月11日 (火)
第 1,717 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

土地改良区の役員の退任	(農 村 整 備 課)	1
土地改良区の定款変更の認可	(")	1
漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正	(水 産 課)	1
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(道 路 維 持 課)	2

公 告

開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	2
---------------	-------------	---

告 示

島根県告示第1,073号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年10月11日

島根県知事 澄 田 信 義

仁多郡仁多町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

落合 篤美 仁多郡奥出雲町高尾1174番地

島根県告示第1,074号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、隠岐郡都万村下田土地改良区の定款変更を平成17年10月3日付けで認可した。

平成17年10月11日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第1,075号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1,091号）の一部を次のように改正し、平成17年10月11日から施行する。

平成17年10月11日

島根県知事 澄 田 信 義

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分の欄の3中「仁摩町大字宅野町」を「大田市仁摩町宅野」に改め、同欄の4中「仁摩町大字仁万町」を「大田市仁摩町仁万」に改め、同欄の5中「仁摩町大字馬路町」を

「大田市仁摩町馬路」に改め、同表11の項漁業の区分の欄の2中「温泉津町(福波大字今浦を除く。)」を「大田市温泉津町(今福を除く。)」に改め、同欄の3中「温泉津町福波大字今浦」を「大田市温泉津町今浦」に改め、同表14の項加入区の区域の欄中「那賀郡三隅町」を「浜田市三隅町」に改め、同項漁業の区分の欄の2中「三隅町大字西河内」を「浜田市三隅町西河内」に改め、同欄の3中「三隅町大字古市場」を「浜田市三隅町古市場」に改め、同欄の4から6までの規定中「三隅町大字湊浦」を「浜田市三隅町湊浦」に改め、同欄の7中「三隅町大字折居」を「浜田市三隅町折居」に改め、同欄の8から10までの規定中「三隅町大字岡見」を「浜田市三隅町岡見」に改める。

島根県告示第1,076号

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成17年10月11日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工 事 区 間	工事の種類	工事完了の期日
市道 内谷線	益田市匹見町石谷口211番地2地先から同町石谷口699番地続3地先まで	拡幅	平成17年9月16日

公 告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月11日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 開発区域
 簸川郡斐川町大字富村1525番4 外7筆
 面積 4,882.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大阪市北区豊崎5丁目2番13号
 株式会社 ワークス企画
 代表取締役 広山豊明